

2025 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 サ イ モ ン ・ ゲ ロ ヴ ィ ッ チ
(スタンダードコード：3350)
問 合 せ 先 I R 部 長 中 川 美 貴
電 話 番 号 03-6772-3696

臨時株主総会の開催、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに第三者割当によるB種
種類株式の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 15 日付「臨時株主総会招集のための基準日の取消し及び新たな基準日設定に関するお知らせ」において、2025 年 12 月 22 日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の基準日設定についてお知らせいたしましたが、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会に係る議案として、下記のとおり資本金及び資本準備金の額の減少の件、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の増加に係る定款の一部変更（以下「本定款変更①」といいます。）の件、当社A種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）に関する定款の一部変更（以下「本定款変更②」といいます。）の件、当社B種種類株式（以下「B種種類株式」といい、A種種類株式とあわせて個別に又は総称して、以下「本種類株式」といいます。）に関する定款の一部変更（以下「本定款変更③」といい、本定款変更①及び本定款変更②とあわせて個別に又は総称して、以下「本定款変更」といいます。）の件、並びに第三者割当の方法によるB種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、A種種類株式に関して、本臨時株主総会に付議するのは定款の一部変更のみであり、A種種類株式の発行そのものを付議するものではなく、現時点において発行について決定した事実はありません。本定款変更は、将来の機動的な資金調達を検討を可能にするとともに、情報の透明性を確保する観点から実施するものです。

当社は、A種種類株式の発行スキームの修正に加え、既に定款に規定されているB種種類株式の上場も視野に入れて検討を行っております。一方で、本種類株式の上場には、証券取引所との事前相談を経た上で所定の上場審査を受ける必要があります。当社は、本種類株式の上場についてその事前相談を開始しておりますが、事前相談及び上場審査の結果、その上場が認められない可能性があります。また、現時点で、証券会社による本種類株式の引受けの可否は未定です。今後開示すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

記

1. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 定款一部変更（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数増加）の件
- 第3号議案 定款一部変更（A種種類株式に関する規定の変更）の件
- 第4号議案 定款一部変更（B種種類株式に関する規定の変更）の件
- 第5号議案 第三者割当によるB種種類株式発行の件

2. 決議事項に関する詳細

(1) 第1号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

① 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

本議案は、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることについてご承認をお願いするものであります。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目間の振替処理であり、これにより発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。

本議案の目的は、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることにより分配可能額を拡充し、将来の種類株式に係る配当支払いや自己株式の取得等をより容易にすることで、

当社の資本政策における財務の柔軟性を確保することにあります。

② 資本金の額の減少の内容

(a) 減少する資本金の額

2025年10月31日現在の資本金の額 247,877,576,828 円のうち 247,877,576,827 円を減少し、減少後の資本金の額を 1 円といたします。ただし、資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(b) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(c) 資本金の額の減少の効力発生日

2025年12月30日（予定）

③ 資本準備金の額の減少の内容

(a) 減少する資本準備金の額

2025年10月31日現在の資本準備金の額 255,541,848,405 円のうち 255,541,848,405 円を減少し、減少後の資本準備金の額を 0 円といたします。ただし、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(b) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(c) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2025年12月30日（予定）

④ 日程

取締役会決議日	: 2025年11月20日（木）
債権者異議申述公告日	: 2025年11月26日（水）（予定）
債権者異議申述最終期日	: 2025年12月26日（金）（予定）
臨時株主総会決議日	: 2025年12月22日（月）（予定）
効力発生日	: 2025年12月30日（火）（予定）

(2) 第2号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

① 本定款変更①の目的

当社は、2025年から2027年にかけて21万ビットコインの取得を目指す「ビットコイン計画」を、2025年6月6日付で公表しております。

この計画は、2025年1月28日に公表した当初計画を大幅に上方修正したものであり、当社が掲げる中期的な成長戦略の中核をなすものです。

この計画を着実に遂行するためには、今後も大規模かつ継続的な資金調達を実施できる体制を維持する必要があり、そのためには機動性と柔軟性を兼ね備えた資本政策の推進が不可欠です。

2025年12月期においては、2025年3月24日に開催した定時株主総会及び2025年9月1日に開催した臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加をご承認いただきました。

これにより、大規模な資本増強を実現し、調達資金を原資としてビットコインの取得を進めることが可能となりました。

その結果、2025年11月19日時点における当社のビットコイン保有残高は30,823BTCに達しております。また、BTCイールド（当社が保有するビットコイン数量を完全希薄化後の発行済普通株式数で割った数値の、比較対象期間における変化率を示す指標）は497%を達成し、1株当たりのビットコイン保有数量（希薄化後ベース）を年初比で約6倍に増加させることに成功いたしました。

今後は、これまでの普通株式による資金調達に加え、種類株式（優先株式）を新たな調達手段として積極的に活用していくことを念頭に置き、より柔軟かつ機動的な資本政策を推進してま

います。

上記の方針及び当社の成長戦略の継続的推進を見据え、当社は来年度以降の種類株式発行能力を拡大することを目的として、A種種類株式及びB種種類株式の発行可能種類株式総数の拡大を行うものであります。

当社の発行可能株式総数は2,723,000,000株ですが、2025年10月31日現在の当社発行済株式総数は1,142,274,340株となっております。かかる状況を踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、発行可能株式総数を3,833,000,000株へ増加することを目的とする定款変更を付議いたします。

② 本定款変更①の内容

本定款変更①の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,723,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 2,723,000,000株 A種種類株式 <u>277,500,000株</u> B種種類株式 <u>277,500,000株</u>	第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,833,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 2,723,000,000株 A種種類株式 <u>555,000,000株</u> B種種類株式 <u>555,000,000株</u>

(3) 第3号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

① 本定款変更②の目的

当社が推進する「ビットコイン・トレジャリー」戦略の一環として、A種種類株式に関する規定を変更することにより、資本政策の柔軟性を高め、資金調達手段の多様化を図るものであります。

また、投資家との対話を通じて、長期デュレーションの固定配当型の優先株式よりも、より短期デュレーションで変動配当型の優先株式に対する潜在的な需要が強いことを確認しており、本定款変更②はこうした市場ニーズにも対応し得る枠組みを整備する意図を含むものです。

なお、本定款変更②は、A種種類株式の導入に備えた制度的枠組みを整備するものでありますが、現時点においてA種種類株式の発行について具体的な計画が進行しているわけではなく、当該発行が実際に行われるかどうかは未確定です。将来の機動的な資金調達の検討の可能性及び情報開示の透明性確保の観点から、A種種類株式に関する規定を改訂するものであります。

② 本定款変更②の内容

本定款変更②の内容は、次のとおりであります。なお、下記「現行定款」の内容は、本定款変更の内容を含んでいません。また、下記「変更案」の条文番号は、本定款変更が承認可決される前提での条文番号を記載しています。他の議案の可決又は否決により、変更案として記載した各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含みますが、これらに限られません。)が必要となる場合は、変更案として記載した各条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(A種種類配当金) 第13条の2 当社は、第46条第1項に基づき<u>12月31日</u>を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下、A種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種種類株主等」という。)に	(A種種類配当金) 第13条の2 当社は、第48条第2項に基づき<u>各月末日</u>を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下、A種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A

現行定款	変更案
対し、第 13 条の 15 に定める支払順序に従い、A 種種類株式 1 株につき、当該 A 種種類株式の 1 株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6 パーセントを上限とし、以下「A 種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1 円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種種類配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第 13 条の 3 に定める A 種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該 A 種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる 1 株あたりの金額をいう。	種種類株主等」という。）に対し、第 13 条の 14 に定める支払順序に従い、A 種種類株式 1 株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義する。）に関して以下に定める算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次 A 種種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A 種種類配当金」という。）を行う。 ① 本項において「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいう。ただし、当該 A 種種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいう。 ② 月次 A 種種類配当金の額 各月次配当期間に係る月次 A 種種類配当金の額（以下「月次 A 種種類配当金額」という。）は、1,000 円に当該月次配当期間に係る A 種変動配当率（以下に定義する。）を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を切り捨てる。）とする。なお、月次 A 種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出するものとする。 ただし、当該算定方法に従って算出される月次 A 種種類配当金額が A 種配当金額下限（1,000 円に年 1 パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。）未満となるときは、A 種配当金額下限を月次 A 種種類配当金額とする。また、当該算式に従って算出される月次 A 種種類配当金額が A 種配当金額上限（1,000 円に年 8 パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。）を超えるときは、A 種配当金額上限を A 種種類配当金額とする。 ③ A 種変動配当率 本項において「A 種変動配当率」とは、当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日（以下「A 種変動配当率決定日」という。）において、株価参照期間（以下に定義する。）における A 種種類株式の株価終値（以下に定義する。）の平均値（終値のない日数を除く。）に応じて、基準金利（以下に定義する。）を参照して定められるものとする。 本項において「株価参照期間」とは、各 A 種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる期間をいい、「株価終値」とは、株

現行定款	変更案
2 ある事業年度においてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種種類配当率を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。	<u>株式会社東京証券取引所におけるA種種類株式の普通取引の終値をいい、「基準金利」とは、1か月TONA（日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に1か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換算した金利指標）又はその後継である金利指標をいう。</u> 2 各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
<u>（A種種類期中配当金）</u> 第13条の3 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「A種種類期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るA種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭（以下「A種種類期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度にA種種類期中配当基準日が属するA種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するA種種類配当金の額を超えないものとする。	（削除）
第13条の4～第47条（略） （新設）	第13条の3～第47条（略）（現行どおり） <u>（A種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日）</u> 第48条 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、各月末日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対して配当を行うことができる。

（4） 第4号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

① 本定款変更③の目的

METAPLANET

当社が推進する「ビットコイン・トレジャリー」戦略の一環として、B種種類株式に関する規定を変更することにより、資本政策の柔軟性を高め、資金調達手段の多様化を図るものであります。

本定款変更③は、本第三者割当にあたって、海外機関投資家との対話を通じて把握した市場ニーズを踏まえ、配当頻度を年2回から年4回（四半期配当）へと改定する等、B種種類株式の内容に関する定款の一部規定を変更するものです。

なお、本定款変更③は、上記観点からの修正に加え、将来的なB種種類株式の上場を見据えた柔軟性の向上を目的とした修正も含んでおります。

② 本定款変更③の内容

本定款変更③の内容は、次のとおりであります。なお、下記「現行定款」の内容は、本定款変更の内容を含んでいません。また、下記「変更案」の条文番号は、本定款変更が承認可決される前提での条文番号を記載しています。他の議案の可決又は否決により、変更案として記載した各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含みますが、これらに限られません。）が必要となる場合は、変更案として記載した各条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(B種種類配当金) 第13条の8 当会社は、第46条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の15に定める支払順序に従い、B種種類株式1株につき、<u>当該B種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第13条の9に定めるB種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該B種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株あたりの金額をいう。</u> 2 ある事業年度においてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、B種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。	(B種種類配当金) 第13条の7 当会社は、第49条第2項に基づき3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の14に定める支払順序に従い、<u>剰余金の配当の基準日に係る四半期配当期間（以下に定義する。）</u>に関して、B種種類株式1株につき、<u>1,000円に当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。B種種類配当金の額に各B種種類株主等に係るB種種類株式の株式数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り上げる。</u> <u>本項において「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。ただし、当該B種種類株式の発行日が属する四半期配当期間については、当該発行日から当該四半期配当期間の末日までの期間をいう。</u> ① 毎年3月31日を基準日とする配当： 同年1月1日から同年3月31日まで ② 毎年6月30日を基準日とする配当： 同年4月1日から同年6月30日まで ③ 毎年9月30日を基準日とする配当： 同年7月1日から同年9月30日まで ④ 毎年12月31日を基準日とする配当： 同年10月1日から同年12月31日まで 2 3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日としてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、<u>当該配当の基準日に係る四半期配当期間に関するB種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌四半期配当期間以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種種類配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u>

現行定款	変更案
(B種種類期中配当金) 第13条の9 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日(以下「B種種類期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るB種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭(以下「B種種類期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度にB種種類期中配当基準日が属するB種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するB種種類配当金の額を超えないものとする。	(削除)
(B種種類株式に係る残余財産の分配) 第13条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。	(B種種類株式に係る残余財産の分配) 第13条の8 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の14に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。
第13条の11 (略)	第13条の9 (略) (現行どおり)
(B種種類株式に係る取得請求権) 第13条の12 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を交付する。	(B種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権) 第13条の10 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を交付する。

現行定款	変更案
(新設)	(B種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権) 第13条の11 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。
(B種種類株式に係る取得条項) 第13条の13 当会社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。B種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式を決定する。	(B種種類株式に係る取得条項) 第13条の12 当会社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、株主総会又は取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。B種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式を決定する。
第13条の14～第20条（略）	第13条の13～第20条（略）（現行どおり）
(種類株主総会) 第20条の2 1～5（略）	(種類株主総会) 第20条の2 1～5（略）（現行どおり） 6 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、特定の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りではない。 ① 当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。） ② 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

現行定款	変更案
第 21 条～第 48 条（略）	第 21 条～第 48 条（略）（現行どおり）
（新設）	（B 種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日） 第 49 条 当社は、B 種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第 459 条第 1 項第 4 号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、B 種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 31 日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株主等に対して配当を行うことができる。

（５） 第 5 号議案に関する詳細につきましては、下記のとおりです。

当社は、本臨時株主総会において本定款変更③及び本第三者割当に係る各議案の承諾が得られることを条件として、海外機関投資家を割当先とする第三者割当の方法による B 種種類株式の発行を行うことを予定しております。本議案及び本第三者割当の詳細につきましては、本日付開示資料「第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

2025 年 11 月 20 日（木）

本臨時株主総会への本定款変更に関する議案付議に係る取締役会決議

2025 年 12 月 22 日（月）

本臨時株主総会決議（予定）

本定款変更の効力発生日（予定）

（ご参考）本種類株式の名称について

当社は、本種類株式の設計意図及び商品特性をより分かりやすくお伝えするため、各本種類株式に名称（英略称）を付すことを決定いたしました。

これらの名称は単なる略称ではなく、当社が推進するビットコインを中核とした財務戦略における各本種類株式の役割と位置づけを明確化し、投資家の皆さまに対して直感的かつ理解しやすい形で表現することを目的としています。

具体的には、A 種種類株式「MARS」は、安定的なインカム創出を担う月次配当調整型の優先株式として、B 種種類株式「MERCURY」は、固定配当に加え、成長局面におけるキャピタル・ゲインの獲得を目的としたエクイティ連動型の優先株式として位置づけております。

これらの名称を用いることにより、各種類株式の性質・目的・想定投資家層の違いを明確化し、継続的な啓発活動を通じて市場での理解と認知を深め、中長期的には、これらの種類株式を投資家の皆さまの資産運用における有力な選択肢として確立・ブランド化していくことを目指してまいります。

（１） A 種種類株式：(MARS : Metaplanet Adjustable Rate Security)

【名称の意味】

「MARS」は、Metaplanet Adjustable Rate Security の略称であり、当社のビットコイン保有資産を基盤としながら、月次で配当率を柔軟に調整する仕組みを有する点を表現しています。

【主な特徴】

月次配当調整機能	：市場株価水準に応じて配当率を自動的に増減
変動利回り型優先株式	：株価が下落局面では利回りを上昇させ、上昇局面では適度に調整
安定収益性	：ボラティリティを極小化しつつ、安定的なインカムを確保
普通株式の希薄化なし	：普通株式への転換権は付与されない設計

METAPLANET

【狙い】

MARS は、当社の「安定的なインカム創出」を担うコア証券として位置づけられています。市場価格を毎月の配当額を調整することによって安定化させ、投資家に対して安定的な配当を提供することを企図しています。ボラティリティを極小化することで、安定配当利回りを求める投資家への需要に対応してまいります。

(2) B種種類株式：(MERCURY : Metaplanet Convertible for Return & Yield)

【名称の意味】

「MERCURY」は、Metaplanet Convertible for Return & Yieldの略称であり、固定配当を提供しつつ、株式価値の上昇に連動して転換可能な証券として、成長局面での収益拡張を狙う設計です。

【主な特徴】

四半期固定配当	： 四半期毎に安定した固定配当を提供
株価連動型設計	： 株価上昇時に転換オプションを通じてキャピタル・ゲインを享受可能
ハイブリッド構造	： 固定配当＋変動収益の両立により、安定収益と成長性を両立
転換の柔軟性	： 期中の当社普通株式の株価が大幅に上昇した場合は転換を促進することが可能

【狙い】

MERCURY は、当社の「成長局面におけるリターン拡張」を担う証券です。エクイティ連動型の転換設計を通じて、ビットコイン資産価値の上昇をレバレッジした投資機会を提供します。まずは海外機関投資家への第三者割当を通じて発行を行い、将来的な上場を見据えて、市場における適正な価格形成及び理解促進を図ってまいります。

以 上